

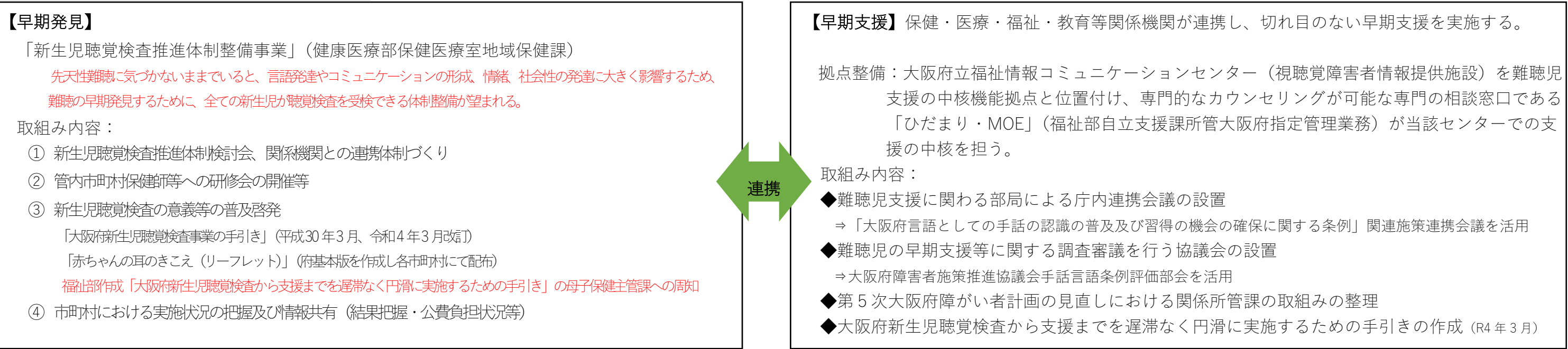
大阪府における難聴児の早期発見・早期支援の推進について（案）（令和 6 年度版）

1. 国の基本方針等

「難聴児」の定義：聴覚障害児を含め、聞こえにくい子ども・聞こえない子ども（令和 4 年 2 月「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」抜粋）

	通知等	所管	課題・背景	対応・方向性	内容詳細
平成 31 年 3 月～ 令和元年 6 月	難聴児の早期 支援に向けた 保健・医療・福 祉・教育の連携 プロジェクト 報告	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長 厚生労働省医政局医事課長 厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 文部科学省初等中等教育局長 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当） 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 文部科学省高等教育局医学教育課長	●難聴児支援は、適切なタイミ ングでの医療や療育の提供が 必要である ●各地域における保健・医療・ 福祉・教育に関する関係部局 や医療機関等の関係機関の連 携が不十分で、支援や情報提 供が行き届いていないなど地 域格差がみられる	●難聴児の早期支援を促進するため、保健・医 療・福祉及び教育の相互の垣根を排除し、新 生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく 支援していく連携体制を、各都道府県の実態 を踏まえて整備する	（１）各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するため の手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進 （２）地方公共団体における新生児聴覚検査の推進 都道府県における協議会の設置、新生児聴覚検査の実施率の向上に向けた取組を推進 （３）人工内耳の体外器を破損し交換する場合に医療保険の対象となることなど、負担軽 減のため必要な情報の周知等 （４）難聴児への療育の充実 難聴児支援のための中核機能の整備、難聴児に対する訪問型支援の強化を検討、乳幼 児教育相談の拡充など特別支援学校（聴覚）における早期支援の充実
令和 4 年 2 月	難聴児の早期 発見・早期療育 推進のための 基本方針 （地方自治法 第二百四十五 条の四第一項 の規定に基づ く技術的な助 言）	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省子ども家庭局長 文部科学省初等中等教育局長	●各都道府県で地域の実情に応 じて難聴児の早期発見・早期 療育を総合的に推進するた めの計画の作成指針として作 成。	●難聴は、早期発見・早期支援により言語・コ ミュニケーション手段（音声、手話、筆談等 を含む。）の獲得につながることから、新生児 聴覚検査及び精密検査の実施が望まれる。 ●地方公共団体の保健・医療・福祉及び教育に 関する部局や医療機関等の関係機関が連携 し、難聴児の家族等を支援することが重要。 ●難聴児支援においては、早期から不安を抱え る家族等に対して支援を実施し、本人又はそ の家族が意思決定できるよう関係者で寄り添 った支援をすることが重要。 ●言語・コミュニケーション手段の選択肢が保 障・尊重されることが望ましい。	（１）基本的な取組 ① 新生児聴覚検査の実施状況の把握と関係機関での共有等 ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保 ③ 特別支援学校のセンター的機能の強化 （２）地域の実情に応じた取組 ① 新生児聴覚検査体制の整備（受検率の向上、手引書等の活用 等） ② 地域における支援（協議会の設置 等） ③ 家族等に対する支援（情報提供、相談対応 等） ④ 学校や障害児通所支援事業等関係機関における取組（支援の専門性向上） ⑤ 切れ目ない支援に向けた取組（軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援 等） ⑥ 障害児福祉計画や都道府県計画等への位置付け

2. 大阪府における難聴児の早期発見・早期支援



「難聴児の早期発見、早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、第 5 次障がい者計画に位置づける。

- ・府立福祉情報コミュニケーションセンターを、難聴児早期支援の中核機能拠点と位置づけたる。（令和 6 年 3 月）
- ・難聴児早期発見・早期支援に係る関係所管課との連携体制を拡大し、取り組んでいく。（令和 4 年 12 月～）